

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 28 日

都道府県人材開発主管課（部）長 殿

厚生労働省人材開発統括官付
企業内人材開発支援室長補佐

新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和 2 年度認定職業訓練助成事業費補助金関係)

令和 2 年度における新型コロナウイルス感染症の影響に係る認定職業訓練助成事業費補助金の取扱いについては、下記のとおりとしますのでよろしく願いいたします。

なお、認定職業訓練施設における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでに人材開発政策担当参事官室から発出した通知等に基づき、引き続き適切に対応いただきますよう、あわせてお願いいたします。

記

令和元年度に示したものと同等の取扱いとし、都道府県の判断により以下のとおり取り扱って差し支えない。

1 補助対象経費の取扱いについて

「令和 2 年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について」（令和 2 年 4 月 8 日開発 0408 第 2 号）別紙 1 「令和 2 年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」（以下「算定基準」という。）第 2 の 8 に定める中小企業事業主等の都合によらない災害その他やむを得ない事由として取り扱うものとし、訓練を中止又は中断し実施できなかった場合においても、既に要した教材費、リース代、会場のキャンセル料等の経費は補助対象とするものであること。

2 補助対象基準額の算出方法について

(1) 訓練開始前に訓練を中止した場合

参加予定者数を補助対象訓練生数とみなして差し支えないものであること。また、短期間の訓練課程においては、当初予定していた訓練時間数を集合訓練時間数とみなして差し支えないものであること。

(2) 訓練途中で中止又は中断した場合

訓練を実施できなかった日数等を出席したものとみなして差し支えないものであること。また、短期間の訓練課程においては、実施できなかった訓練時間数を集合訓練時間数に含めても差し支えないものであること。

3 職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費について

訓練を中止又は中断した場合は、認定職業訓練業務には携わらないことになると考えられるため、補助対象経費として計上することはできない。

ただし、こうした場合においても、当該職業訓練指導員等が何らかの認定職業訓練業務に携わった場合は、補助対象経費として計上しても差し支えないものであること。その場合は、日報等により業務内容を確認するとともに、これらの確認に要した日報等を各認定職業訓練施設において保管しておくこと。